

丹波篠山市告示第12号

悪臭防止法の規定に基づく悪臭物質の排出を規制する地域の指定
及び区分について

悪臭防止法（昭和46年法律第91号）第3条の規定に基づき、工場その他の事業場における事業活動に伴って発生する悪臭物質の排出（漏出を含む。）について規制する地域として次の表の左欄に掲げる地域を指定し、同表の右欄に掲げる区域に区分し、令和6年4月1日から適用するので、同法第6条の規定に基づき告示する。

その地域及び区域の区分の詳細を表示する図面は、丹波篠山市役所に備え置いて、一般の縦覧に供する。

指定地域	地域の区分
市の全域	一般地域

令和6年3月14日

丹波篠山市長 酒井 隆 明

